

令和元年8月23日

次期内閣府本府政策評価基本計画の論点について

新潟大学 南島和久

1. 計画期間

・内閣府の計画期間については5年サイクルに変更する余地がある。内閣府の政策特性として検討の余地があるのは以下の点

- ①計画・大綱のサイクル（とくに評価が組み込まれているもの）
- ②調査・統計等のサイクル（単年度でないもの）
- ③独立行政法人の中期目標のサイクル（1～7年、標準は5年）
- ④行政事業レビューのサイクル（少なくとも5年に一度）

・上記のうちとくに④の行政事業レビューについては、内閣府において定着していることに鑑み、政策評価との関係を整理しておきたいところ

2. 評価の重点化

・個別の政策について評価の重点化を行う場合に確認しておきたいのは以下の点

- ①総合評価方式による評価が可能なのか。
- ②プログラムとしてのまとまりがあるか。
- ③政策内容にかんし顕著な実績があるか。
- ④総合調整機能に触れる必要があるのか。
- ⑤政策所管部局の過剰な負担となるのか。

3. 評価方式の選定基準

・評価方式の選定基準を検討するにあたり、確認しておきたい論点は以下の点

- ①「事業評価方式」は事前評価の義務付けに対応していること
- ②標準的な評価方式は、単年度サイクルの「目標管理型評価」であること
- ③複数年度サイクルの事後評価として活用可能な評価方式は、「実績評価方式」及び「総合評価方式」であること。なお、複数年度評価とする際、「実績評価方式」によるのか、それとも「総合評価方式」によるのかについては特性に応じた検討を要すること
- ④「総合評価方式」は深掘型の評価であること。このため、「何のために評価を行うのか」という評価の目的が鍵となること

4. その他

・その他 EBPM と評価方式との関係について指摘しておきたいのは以下の点

- ①EBPM は事前評価、事業評価方式との親和性が高いこと
- ②実績評価方式、目標管理型評価ではロジックモデルが鍵となること
- ③総合評価方式においては、アウトカムの表現の際に考慮の余地があること

以上